

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

令和2年度に、個別施設ごとの本町の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化が著しい学校施設については、長寿命化を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

本町の地域防災計画において避難所に指定されている学校施設に必要な防災機能について、防災担当部署と十分に連携しながら検討した上で、優先度の高いものから順次整備する。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

学校施設における防犯対策の徹底を図る観点から、来校者を目視等により確認可能な職員室に改修するとともに、施錠管理が容易に行なえるよう昇降口を改修し、防犯対策の資質向上を図る。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

学校環境衛生基準では、教室等の適正温度について、これまで、10度以上30度以下と示されてきた。しかしながら、近年、夏場は猛暑日が連続し、冬場は大雪を伴った寒気に見舞われることが多いことをうけ、平成30年4月に学校環境衛生基準が改正され、教室等の適正温度は17度以上28度以下が望ましいとされた。現在、町内小中学校の空調の設置状況については、普通教室は全教室に設置されているものの、特別教室については未設置教室があり、子どもたちの学習環境対策として、喫緊の課題となっている。

より快適な学習環境を整備し、児童生徒の健康管理(夏季の熱中症予防対策など)の徹底を図るとともに、授業中の集中力を維持させることにより、児童生徒の更なる学力の向上を目指す。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

特になし

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		4 校
中学校		3 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		1 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	3 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	7 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	令和3年3月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	令和3年3月(予定)

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後の評価結果については、町のホームページ等での公表を検討する。

